

平成24年11月13日

社団法人

情報サービス産業協会会長 殿

国税庁 課税部

個人課税課長

所得税の確定申告書等の仕様の周知について

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝いたしております。

さて、税務署では、提出された所得税の確定申告書（以下「申告書」といいます。）、青色申告決算書及び収支内訳書（以下「決算書等」といいます。）及び（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書をOCR処理しています。

近年、税務署で配布している申告書、決算書等の他に、納税者や税理士の方等が市販の会計ソフトウェア等を用いて作成した申告書、決算書等を税務署に提出されるケースが増加しており、その中にはOCR処理することができず、事務処理に支障を来しているものもあります。

このような状況から、国税庁では、申告書については平成14年から、決算書等については平成16年から、また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書については平成17年から仕様を公開し、税務署においてOCR処理をはじめとする事務処理をスムーズに行うことができるよう、会計ソフトウェア等の開発業者の方々にこの仕様に基づいた帳票の開発をお願いしているところです。

つきましては、国税庁において全ての開発各社に対して直接仕様に関する情報提供を行うことが困難なことから、多くの開発各社が加盟している貴会を通じ、別紙により会員各社に対し周知していただけますよう御高配いただきたく、御依頼申し上げます。

所得税の確定申告書等の仕様について

1 OCR帳票の仕様公開の趣旨

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝しております。

さて、税務署では、提出された所得税の確定申告書（以下「申告書」といいます。）、青色申告決算書及び収支内訳書（以下「決算書等」といいます。）等をOCR処理しています。

近年、税務署で配布している申告書、決算書等の他に、市販の会計ソフトウェア等を用いて作成した申告書、決算書等を税務署に提出されるケースが増加しており、その中にはOCR処理ができず、事務処理に支障を来しているものもあります。

このような状況から、国税庁では、申告書については平成14年から、決算書等については平成16年から仕様を公開しています。

会計ソフトウェア等の開発業者の方々がこの仕様に基づいて申告書や決算書等を作成されることにより、OCR処理をはじめとする税務署の事務処理をスムーズに行うことができるものと考えておりますので、仕様に基づいた帳票の開発に御協力いただくようお願いいたします。

2 OCR帳票の仕様公開に当たっての注意事項

(1) 内容の変更

この仕様は、現時点（現在使用中）のものであり、今後の検討などにより変更される場合があります。

(2) 免責事項

この仕様書の内容の正確性については、万全を期していますが、国税庁は、この仕様書に含まれる情報の利用に伴って発生した不利益や問題について、どなたに対しても何ら責任を負うものではありません。

(3) その他

仕様に関するお問い合わせは、下の「問い合わせ先」に連絡ください。

3 OCR帳票の仕様書

別添1「OCR帳票仕様書（所得税の確定申告書）」、別添2「OCR帳票仕様書（青色申告決算書及び収支内訳書）」及び別添3「OCR帳票仕様書（(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書）」を参照してください。

【問い合わせ先】

国税庁個人課税課監理第三係
03-3581-4161（代）